

令和 7 年度
第 3 回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札
実施要領

入札参加申込期間

令和 7 年 1 2 月 1 日 (月)～令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)

午後 5 時 1 5 分【必着】

実施要領に変更があった場合は、随時高槻市ホームページに掲載します。
詳しくは、高槻市ホームページ内の市有地等売却情報ページ
（<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/5/1285.html>）をご確認ください。
（検索サイトにて「高槻市 市有地等売却情報」で検索できます。）



総合戦略部 アセットマネジメント推進室

令和 7 年 1 2 月 1 日

内容

1	売払物件及び入札スケジュール	1
2	入札参加資格	4
3	現地確認	4
4	質疑の受付	5
5	入札参加申込み	5
6	入札保証金の納付	6
7	入札	7
8	入札の無効	8
9	開札	9
10	落札者の決定	9
11	契約	10
12	契約保証金の返還	11
13	所有権移転登記	11
14	用途制限等	11
15	その他注意事項	11
16	申請書類及び記載例	12
17	物件調書	20
18	土地売買契約書（標準様式）	43

1 売払物件及び入札スケジュール

(1) 売払物件一覧

物件 番号	種別	所 在 地 (住居表示)	地目	実測面積(㎡)	物件 詳細
1	土地	高槻市栄町二丁目 1861 番 18 (高槻市栄町二丁目 13 番 9 号)	宅地	313.13	21 頁
2	土地	高槻市富田町二丁目 330 番 12 (高槻市富田町二丁目 6 番街区內)	宅地	103.94	33 頁

(2) 最低売払価格及び入札保証金

物件 番号	最低売払価格 (予定価格)	入札保証金
1	53,100,000 円	2,655,000 円
2	13,100,000 円	655,000 円

※1 最低売払価格は、令和7年11月1日時点の更地価格を前提とした鑑定評価額を採用しています。なお、物件番号1については、既存建物の取り壊し等を前提とし、解体撤去費用等を加味した鑑定評価額を採用しています。

※2 入札保証金は、入札額にかかわらず定額です。

(3) 入札の主なスケジュール

1 実施要領（入札参加申込書兼誓約書含む）の配布開始（本書のことです。）
令和7年12月1日(月)



2 現地確認等の実施（P4）
※現地確認は、高槻市が立会の下、指定日に行います。



3 質疑の受付（P5）
令和7年12月19日(金)午後5時15分まで



4 入札参加の申込み（入札する場合、必ず申込みが必要です）（P5）
令和7年12月1日(月)から令和8年1月15日(木)午後5時15分まで
（郵送の場合も上記期間内に必着）



5 高槻市から入札に必要な書類の送付（P6）
（令和8年1月20日(火)までに到達しない場合は、ご連絡ください。）



6 入札保証金の納付（P6）
令和8年1月28日(水)まで
※納入通知書裏面に記載された高槻市の公金収納を取り扱う金融機関で納付



7 入札書の受付（郵送入札）（P7）
令和8年1月28日(水)まで（必着）
※指定の封筒により入札書を高槻市役所アセットマネジメント推進室宛に郵送



8 開札（P9）
令和8年1月29日(木)午前11時より（高槻市役所 本館4階 入札控室）



9 落札者の決定（P9）



落札者

10 契約事務へ進む



落札者以外

11 入札保証金の返還・帰属等
（返還には、開札後2～3週間程度かかります。）



1 2 契約事務 (P10)

令和 8 年 2 月 20 日 (金) までに土地売買契約を締結します。(契約期限までに契約が出来ない場合、入札保証金は返還されません。)

売買契約は、下記の 2 種類の契約から選択できます。

売買代金の納付を同時とする契約

■ 売買代金の支払

契約と同時に契約金の全額を支払い
していただきます。

■ 入札保証金の返還

支払われている入札保証金を返還し
ます。(2~3 週間程度かかります)

■ 引渡

契約締結及び売買代金の完納をもっ
て現状有姿にて物件を引渡します。

売買代金の納付を後日とする契約

■ 契約保証金の納付

契約保証金は入札保証金と同額とし
支払われている入札保証金を契約保証
金として充当します。

■ 売買代金の支払

契約日から 30 日以内に契約金の全額
を支払いしていただきます。(期限まで
に納付されない場合は、土地売買契約
は破棄され、契約保証金は返還されま
せん。)

■ 契約保証金の返還

売買代金が納付された後、支払われて
いる契約保証金を返還します。(2~3
週間程度かかります)

■ 引渡

売買代金が完納されたときをもって
現状有姿にて物件を引渡します。



1 3 所有権移転登記 (P11)

高槻市が実施します。なお、登記に必要な書類の提出と費用の負担をお願いします。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 入札参加者は、個人及び法人とします。
- (2) 「入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）」の「入札者」欄に記載された方が落札された場合、買受人となります。
- (3) 2人以上の共有名義で参加することもできます。
 - ① 所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申込みください。
 - ② 共有名義で参加する場合は、入札参加申込書兼誓約書の「入札者」欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただきます。

※次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。（共有名義者も含む）

【入札に参加できない方】

- ア 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団等（高槻市建設工事等暴力団等排除措置要綱第2条第3号に規定する者をいう。）に該当する者。
- ウ 本物件を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- エ 高槻市財務規則第96条の規定のうち、以下に該当する者
 - ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため違法な行為をした者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者がその内容を履行することを妨げた者
 - ③ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ④ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - ⑤ 市に提出した書類に虚偽の記載をし、又は市に著しい損害を与えた者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する行為をした者を使用している者
 - ⑦ 上記①から⑥の規定の適用については、過去1年間の事実を対象とする。

3 現地確認

- (1) 敷地外からの見学は随時可能ですが、敷地内に立ち入っての現地確認（境界点の確認等）については、高槻市の立会の下、下記の指定日時において行います。希望される場合は、前日までに電話で予約してください。連絡先は、高槻市役所アセットマネジメント推進室・072-674-7688 です。
- (2) 敷地外からの見学や車等で見学に来られる場合は、近隣住民に迷惑のかからないよう注意してください。車等は近隣のパーキングに停めるなどし、本物件前等での路上駐車はご遠慮願います。

・現地確認指定日時

	物件番号 1	物件番号 2
令和 7 年 12 月 18 日(木)	午前 10 時 ～ 12 時	午後 2 時 ～ 4 時

4 質疑の受付

令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで、F A X 質問票又は高槻市ホームページ内の問い合わせフォームにて本件に関する質問を受け付けます。回答は、質疑受付終了後、一括して高槻市ホームページ内の市有地等売却情報ページに掲載しますので、質問をされなかった方も必ず確認をお願いいたします。なお、この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

■ F A X 番号 : 072-661-3198

■ ホームページ : <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/165300.html>

5 入札参加申込み

入札参加希望者は、入札参加申込みが必要です。入札の参加申込みを行わず、入札だけ参加する事はできません。また、参加申込期限までに「入札参加申込書兼誓約書(様式第 1 号)」が到着しなかった場合、入札に参加することはできません。

(1) 入札参加申込書の記入

記入例を参考にしながら、「入札参加申込書兼誓約書(様式第 1 号)」に必要事項を記載し、押印してください。

【共有で所有を希望する場合】

2 名以上の複数名義で土地を所有する事を希望する場合は、入札の参加も共有名義で参加していただく必要があります。この場合は、「入札参加申込書兼誓約書(様式第 1 号)」の「入札者」と「共有者」の欄にそれぞれ記載、押印します。

(共有の場合は、「入札者」と「共有者」がそれぞれ売買契約の名義人となり、「入札者」欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくこととなります。)

(2) 提出書類の送付

参加申込期限までに到着するように下記の提出書類を郵送または持参にて提出してください。

【参加申込期限】 令和 8 年 1 月 15 日(木)午後 5 時 15 分まで（必着）

【郵送先】 〒569-0067

高槻市桃園町 2 番 1 号

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

※上記期限までに到着しない申込みは無効となりますので、余裕をもって発送してください。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立てを受けることはできません。

【持参の場合】 高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室（本館 5 階）

電話番号 072-674-7688（直通）

（受付時間 月～金(祝日を除く) 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）

（3）提出書類

① 「入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）」

（押印は認印でも可能。ただし法人の場合は代表者印に限ります。）

② （個人）住民票

③ （法人）代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書

④ 暴力団排除に関する誓約書

※ 1 ②③については、提出 3 ヶ月前以降に発行されたものに限りません。また、共有を希望する場合については、共有者分も含めて提出してください。

※ 2 入札参加者からご提出いただいた書類は一切返却できません。

（4）申込みに当たっての留意事項

① 契約者決定後の土地売買契約は「入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）」に記載された「入札者」（共有の場合は「共有者」も含む）の名義で行います。それ以外の名義で契約または登記を行う事はできませんので、ご注意ください。

② 申込受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札手続きに必要な書類を郵送します。令和 8 年 1 月 20 日(火)までに下記の必要書類が到着しない場合は、高槻市役所アセットマネジメント推進室（電話 072-674-7688）までご連絡ください。

- ・入札参加資格承認書
- ・入札の手引き
- ・入札保証金提出書
- ・入札保証金の「納入通知書」
- ・入札立会人通知書（入札資格承認者のうち無作為に選定された 2 名）

6 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

入札保証金の額が設定されていますので、「1 売払物件及び入札スケジュール」を参照してください。金額は入札額にかかわらず定額です。

(2) 納付期限

令和8年1月28日(水)まで

(3) 納付方法

「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」を提出後、高槻市より送付される所定の「納入通知書」により、高槻市の公金収納を取り扱う金融機関(納入通知書の裏面に記載)において現金で納付してください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。

(4) 入札保証金に関する取扱い

入札保証金については、以下のとおり取扱います。なお、入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって納付してください。また、共有名義で参加する場合は、「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」の「入札者」欄に記載された方名義で「納入通知書」を発行します。

① 落札者の場合

落札者の入札保証金は、売買代金の納付方法により、次のとおり取扱います。

- ・ 売買代金を契約時に納付する場合(売買代金の納付を同時とする契約)は、入札保証金を返還します。
- ・ 売買代金を契約後に納付する場合(売買代金の納付を後日とする契約)は、売買契約締結時に入札保証金を契約保証金に充当します。

※落札者が落札後に指定の期日までに契約を締結しなかった場合(落札後、本要領による入札参加する者に必要な資格を有さない者である事が判明し、失格したときを含む。)、落札はその効力を失い、納付された入札保証金は高槻市に帰属します。入札保証金の返還はできません。現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行った上で入札してください。

② 落札者以外の者の場合

落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、返還します。ただし、利息は付きません。

返還には、開札後2~3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することになりますのでご注意ください。

7 入札

入札は郵送入札方式です。入札参加者は、高槻市から送付される必要書類を用いて下記のとおり入札してください。なお、入札方法についての詳細は、入札参加申込後、入札参加資

格承認者に対して送付される「入札の手引き」を参照してください。

(1) 入札書

- ① 「入札書（様式第3号）」に必要事項を記載し、押印してください。
- ② 「入札書封筒」に割印をしてください。

(2) 入札保証金提出書

- ① 「入札保証金提出書（様式第2号）」に必要事項を記載し、押印してください。
- ② 納付済の入札保証金の領収書のコピーを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

(3) 入札書類の提出

「郵送用封筒」に下記提出書類を封入のうえ、郵送にて提出してください。郵便事故等による書類不達に対する異議を申し立てることはできません。また、入札書類の提出後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

【提出書類】

- ① 入札書封筒（上記（1）により記載した入札書を封入したもの）
- ② 入札保証金提出書（上記（2）により記載・作成したもの）

【入札期間】

入札書類を受領してから令和8年1月28日（水）（必着）

【郵送先】

〒569-0067
高槻市桃園町2番1号
高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

(4) 入札成立の条件

入札期間終了時点で、有効な入札書が1あれば入札成立とします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき
- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- 最低売払価格に達しない金額をもって入札したとき
- 「入札書」の金額の記載が確認し難いとき
- 入札額の前欄に、「¥」マークの記載がないとき
- 「入札書」に記名または押印がないとき
- 「入札書」に押印した印鑑が「入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）」で使用したものと異なるとき
- 一件の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- 入札者の資格のない者が入札したとき
- 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき

- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき（黒又青のボールペンにより記入してください。）
- 「入札書」の金額を訂正したとき（金額の訂正は一切出来ません。金額を書き損じた場合は必ず新しい入札書を請求して記載してください。）

9 開札

下記の日程により、開札を行います。入札者等関係者は、開札に立ち会うことができます。開札会場への入場には、下記の持参物が必要となりますので、必ずご持参ください。また、入札立会人通知書を受理した者は、使用印届出書兼委任状及び印鑑も併せてご持参ください。

(1) 日時

令和8年1月29日(木)午前11時より

(2) 場所

高槻市役所 本館4階 入札控室

(3) 持参物

- ・ 入札保証金の領収書（原本）
- ・ 使用印届出書兼委任状（高槻市が指定した入札立会人のみ）
- ・ 印鑑（高槻市が指定した入札立会人のみ）

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者は、最高の価格をもって入札した者とします。ただし、その入札が無効となった場合には、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

※ 最高入札額が同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札に参加していない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 結果の発表及び通知

開札を行い、続けてその場で開札結果（落札者の氏名（法人名）及び落札金額）の発表を行います。入札参加者全員に対して、別途郵送による通知はいたしません。ただし、落札者にのみ落札通知書を後日郵送します。

(3) 入札結果の公開

開札日の翌日以降に、入札参加者全員の入札額（落札額）及び落札者の氏名（法人名）を高槻市ホームページにて公開する予定です。

(4) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがあります。

(5) 再入札

再入札はいたしません。

1.1 契約

(1) 契約日

高槻市と落札者との間の売買契約は、売買代金の納付を同時とする契約及び売買代金の納付を後日とする契約に関わらず、令和8年2月20日(金)までの間に、土地売買契約書【標準様式】に従って締結します。指定の契約期限内に契約ができなかった場合、売買契約を行う権利を失うと同時に、入札保証金は返還されませんのでご注意ください。

(2) 場所

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室（本館5階）

(3) 契約の方式

契約は、売買代金の納付の方法に応じて、次の2種類から選択できます。

① 売買代金の納付を同時とする契約

契約時に売買代金（現金又は銀行保証小切手）を納付していただき、契約と同時に物件を引渡す契約です。

② 売買代金の納付を後日とする契約

売買代金の全額納付を停止条件とする売買契約を締結します。

- ・ 契約日から30日以内に全額を納付していただきます。
- ・ 売買代金が全額納付されるまで物件の引渡しは行われません。
- ・ 契約時に契約保証金を徴収いたします。ただし、契約保証金は入札保証金と同額で、納付済の入札保証金を契約保証金とするため、新たな金銭を納付する必要はありません。
- ・ 指定の納付期限までに売買代金の全額が納付されない場合は、契約は破棄され、また落札者が納付した契約保証金は高槻市に帰属します。

(4) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に高槻市より送付します）
- ② 印鑑（「入札参加申込書兼誓約書」に押印したものと同一のもの）
- ③ 土地売買契約書に貼付する収入印紙（落札者の負担となります）
- ④ 所有権移転登記に伴い必要となる収入印紙（落札者の負担となります）

(5) 注意事項

- ① 契約名義人は、落札した買受申込者（共有名義で申込をした場合は共有者全員）となります。
- ② 落札者は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

- ③ 落札後、落札者の都合により契約締結を辞退する場合、入札保証金は高槻市に帰属し、次回の入札には参加できません。

1 2 契約保証金の返還

落札者の契約保証金は、売買代金に充当することはできません。売買代金の納付を同時とする契約の場合は土地売買契約の締結後、もしくは売買代金の納付を後日とする契約の場合は土地売買代金の納付後、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、返還します。ただし、利息は付きません。

返還には、土地売買契約後 2～3 週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することになりますのでご注意ください。

1 3 所有権移転登記

所有権移転登記は、高槻市が行います。ただし、登記に必要な書類の提出と費用の負担をお願いします。

1 4 用途制限等

売買契約にあたっては、次のとおり用途の制限に関する特約を付しますのでご注意ください。これら特約に違反した場合は、契約を解除し、売買代金の 20%相当額の違約金を徴収します。

(1) 風俗営業の禁止

当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供する事はできません。

(2) 暴力団の事務所等への利用の禁止

当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に供することはできません。

※詳細については、土地売買契約書【標準様式】を必ずご確認ください。

1 5 その他注意事項

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 売買物件は現状有姿での引渡しとなります。建物や工作物、残置物等について、本市による撤去等を行いません。契約者の費用負担と責任で撤去等を行ってください。
- (3) 物件番号 1 にある建物及び工作物、樹木、残置物等は、本物件の引渡しの後 1 年以内に契約者の費用負担と責任で撤去等を行ってください。1 年以内の撤去等が確認で

きない場合は、違約金の対象となりますので、ご注意ください。なお、本建物にはアスベストが含まれていることを確認しています。解体撤去に当たってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。また、建物内の残置物等についても、契約者において適切に処理してください。

- (4) 物件番号1については、売買物件から隣接地に越境物があります。(3)に記載のとおり、物件引渡しから1年以内に撤去等を行い、越境状態の解消を行ってください。また、物件番号2については、隣接地から売買物件内に越境物があります。境界確定時に隣接者から越境物の将来的な撤去に関する誓約書を受領しており、契約者には当該誓約書の内容を引き継ぎます。物件購入後に協議事項がある場合は、隣接者と直接協議してください。
- (5) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (6) 各図面は、あらかじめ現地の概要を掴んでいただくために作成した図面で、現況をすべて正確に表したものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (7) 売買物件の土地利用に関する地域住民等との調整については、すべて落札者において行っていただきます。
- (8) 工作物の埋設物等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

1 6 申請書類及び記載例

- ① 質問票
.....13 ページ
- ② 「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」
.....14 ページ
- ③ 「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」(記載例 個人(1名)で申し込む場合)
.....15 ページ
- ④ 「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」(記載例 個人(2名)で申し込む場合)
.....16 ページ
- ⑤ 「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」(記載例 法人で申し込む場合)
.....17 ページ
- ⑥ 「暴力団排除に関する誓約書」
.....18 ページ
- ⑦ 「暴力団排除に関する誓約書」(記載例)
.....19 ページ

質 問 票

質問内容	実施要領 該当ページ	
質問者	氏 名 (法人名) 担当者名 電話番号	
回答	☐ F A Xでの回答を希望 F A X番号 () ☐ メールでの回答を希望 メールアドレス ()	

※質問内容及び回答については、全入札者に周知するため、個人情報を削除し、高槻市ホームページで公開することがあります。

(様式第 1 号)

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売払一般競争入札に参加したいので、令和 7 年度第 3 回高槻市有財産（土地）売払一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和 7 年度第 3 回高槻市有財産（土地）売払一般競争入札実施要領における【入札に参加できない方】のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

(宛先)

令和 年 月 日

高槻市長

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

電話番号

(共有名義の場合)

共有者 1 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

共有者 2 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1	高槻市栄町二丁目 1861 番 18	
2	高槻市富田町二丁目 330 番 12	

2 添付書類

① 個人の場合は、入札者の住民票 1 通

② 法人の場合は、代表者事項証明書 1 通又は履歴事項全部証明書 1 通

③ 暴力団排除に関する誓約書 1 通

※上記①及び②の書類については、発効日から 3 ヶ月以内のものがが必要です。

また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】個人（１名）で申し込みの場合

（様式第１号）

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売却一般競争入札に参加したいので、令和７年度第３回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申し込みします。

なお、令和７年度第３回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札実施要領における【入札に参加できないことを誓約いたします。

必ず住民票のとおり記載してください。

令和 年 月 日

入札者 住 所 高槻市桃園町２番１号
 （所在地）
 氏 名 高槻 太郎
 （法人名及び代表者）
 電話番号 ●●●●—●●●●—●●●●

本要領４ページを参照し、必ず該当がないことを確認してください。

印

（共有名義の場合）

共有者１ 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （法人名及び代表者）

押印してください。
 （認印も可能です。ただし、以後押印の際は同じ印鑑を使用してください。）

共有者２ 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （法人名及び代表者）

印

＊共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

１ 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 （参加希望の物件に○を記入）
１	高槻市栄町二丁目 1861 番 18	○
２	高槻市富田町二丁目 330 番 12	○

２ 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票１通
 - ② 法人の場合は、代表者事項証明書１通又は履歴事項全部証明書１通
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書１通
- 上記①及び②の書類については、発効日から３ヶ月以内のものがが必要です。
 また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】個人（2名）共有で申し込みの場合

（様式第1号）

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売却一般競争入札に参加したいので、令和7年度第3回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和7年度第3回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札実施要領における【入札に参加できない】

住民票のとおり住所・氏名を記載してください。以後の入札や入札保証金の支払等の手続きは、入札者に代表して行っていただきます。

住所 大阪府高槻市桃園町2番1号
（所在地）
氏名 高槻 太郎
（法人名及び代表者）
電話番号 ●●●●—●●●●—●●●●

令和 年 月 日

本要領4ページを参照し、必ず該当がないことを確認してください。

印

印

1人目共有者の住所・氏名を記載してください。共有者が2人の場合は、共有者2にも住所・氏名を記載してください。共有者が3人以上の場合は、担当までご連絡をお願いいたします。

（共有名義の場合）

共有者1 住所 大阪府高槻市桃園町2番1号
（所在地）
氏名 高槻 花子
（法人名及び代表者）

住所
（所在地）
氏名
（法人名及び代表者）

押印してください。
（認印も可能です。ただし、以後同じ印鑑を使用してください。）

印

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1	高槻市栄町二丁目 1861 番 18	○
2	高槻市富田町二丁目 330 番 12	○

2 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票1通
 - ② 法人の場合は、代表者事項証明書1通又は履歴事項全部証明書1通
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書1通
- 上記①及び②の書類については、発効日から3ヶ月以内のものがが必要です。
また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】 法人で申し込む場合

(様式第1号)

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売却一般競争入札に参加したいので、令和7年度第3回高槻市有財産（土地）売却一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和7年度第3回高槻市有財産(土地)一般競争入札実施要領における【入札に参加できない方】のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

(宍生)

・商業登記簿記載の住所・会社名・代表者を記載してください。（会社名だけでなく、必ず代表者名も記載してください。）

・不動産登記の名義となるため、会社の支店長や担当者名で申し込むことはできません。必ず代表者が申し込んでください。

高槻市桃園町2番1号

〇〇不動産株式会社
代表取締役 高槻 次郎

令和 年 月 日

本要領 4 ページを参照し、必ず該当がないことを確認してください。

(共有名義の場合)

共有者1 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及

共有者2 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者)

押印してください。

(契約印等の印鑑も利用可能です。ただし、社印ではなく、代表者印を用い、以後押印の際は同じ印鑑を使用してください。

印

印

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1	高槻市栄町二丁目 1861 番 18	○
2	高槻市富田町二丁目 330 番 12	○

2 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票 1 通
- ② 法人の場合は、代表者事項証明書 1 通又は履歴事項全部証明書 1 通
- ③ 暴力団排除に関する誓約書 1 通

上記①及び②の書類については、発効日から3ヶ月以内のものがが必要です。
また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

暴力団排除に関する誓約書

私は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	はい・いいえ
2	前項のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出ます。	はい・いいえ
3	第1項の排除対象者に該当しないことを確認するため、市が高槻警察署長へ照会することに同意します。	はい・いいえ
4	前項の照会に当たり、市から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から高槻警察署長へ提出されることに同意した上で、速やかに提出します。	はい・いいえ

令和 年 月 日

（宛先）高 槻 市 長

〔住 所〕（法人・団体にあつては事務所所在地）

〔商号又は名称〕

フリガナ _____

〔氏 名〕（法人の場合は代表者）

フリガナ _____

〔生 年 月 日〕 年 月 日 生

※ 高槻市では、高槻市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【記載例】

暴力団排除に関する誓約書

私は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	☒ はい・ ☐ いいえ
2	前項のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出ます。	☒ はい・ ☐ いいえ
3	第1項の排除対象者に該当しないことを確認するため、市が高槻警察署長へ照会することに同意します。	☒ はい・ ☐ いいえ
4	前項の照会に当たり、市から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から高槻警察署長へ提出されることに同意した上で、速やかに提出します。	☒ はい・ ☐ いいえ

令和〇年〇月〇日

（宛先）高 槻 市 長

【住 所】（法人・団体にあつては事務所所在地）

高槻市桃園町2番1号

参加申込日と同日の日付を記入してください。

【商号又は名称】

フリガナ マルマルフドウサンカブシキカイシャ

個人の場合は「商号又は名称」の記入不要です。

〇〇不動産株式会社

【氏 名】（法人の場合は代表者）

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク タカツキ ジロウ

代表取締役 高槻 次郎

【生 年 月 日】 1978年 1月 1日 生

※ 高槻市では、高槻市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

1 7 物件調書

物件 番号	種別	所 在 地 (住居表示)	地目	実測面積(m ²)
1	土地	高槻市栄町二丁目 1861 番 18 (高槻市栄町二丁目 13 番 9 号)	宅地	313.13
2	土地	高槻市富田町二丁目 330 番 12 (高槻市富田町二丁目 6 番街区內)	宅地	103.94

【注意事項】

- (1) 本物件は**現状有姿（あるがままの状態）**での引渡しとなります。本物件には、当該物件上のすべての工作物、設置物（フェンス、木柵、擁壁、舗装、埋設管等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先します。
- (2) 本物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。市では越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合でも同様です。
- (3) 公共下水道・水道・都市ガス等の引き込み状況については、次ページ以降の物件調書を参照してください。なお、引き込みが必要な場合、それぞれ受益者負担金等の費用がかかります。
- (4) 次ページの物件調書は、主要な項目をまとめたものです。土地の利用計画により、制限が発生する場合もあるため、購入の検討にあたっては、十分に調査を実施した上でご判断ください。

物件番号 1

物件調書

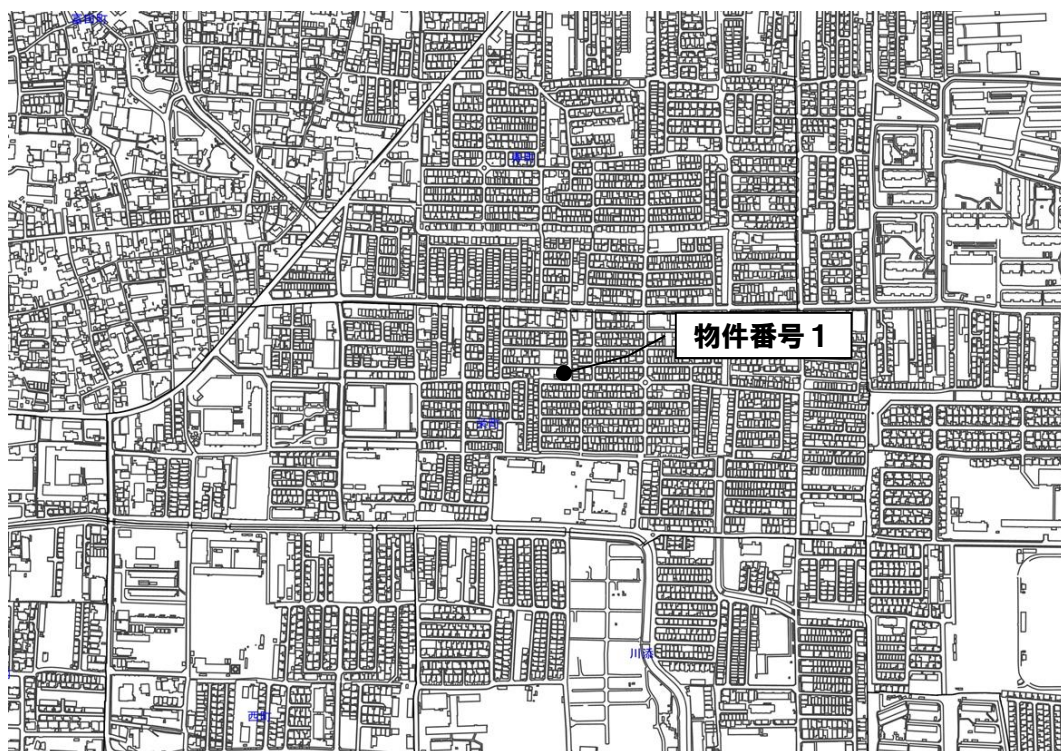
土地に関する調書		住居表示		高槻市栄町二丁目 13 番 9 号					
		地番(所在)		高槻市栄町二丁目 1861 番 18					
地目	登記	宅地	地積	公簿	313. 13 m ²	所有権以外 の権利	無	土地の 状況	建物 あり
	現況	宅地		実測	313. 13 m ²				
接面道路 の状況			種別	幅員	接道の 長さ	建築基準法上の道路の扱い		道路境界線後退 の有無	
		北側	公道	4. 70m	約 19m	法第 42 条第 1 項第 2 号		無	
		東側	公道	6. 33m	約 15m	法第 42 条第 1 項第 2 号		無	
		南側	無	—	—	—		—	
		西側	無	—	—	—		—	
私道負担の有無		無	私道負担の内容		—				
法令に基 づく制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域		第一種中高層住居専用地域		
	建ぺい率		6 0 %		容積率		2 0 0 %		
	高度地区		第 2 種高度地区		防火指定		準防火地域		
	日影規制		10m を超える場合、有		風致地区		指定無		
	砂防地区		指定無		建築協定		指定無		
	地区計画区域外		土砂災害警戒区域外		宅地造成等工事規制区域内		埋蔵文化財包蔵地区区域外		
供給処 理施設		利用可能な施設		配管等の状況		照会先（電話番号）			
	上水道	市営水道		引込管有		高槻市水道部給水収納課（072-674-7945）			
	下水道	公共下水		引込管有		高槻市下水河川企画課（072-674-7442）			
	ガス	ガス施設		引込管有		大阪ガスネットワーク(株)（06-6586-1076）			
	電気	電力施設		引込線有		関西電力送配電(株)（0800-777-3081）			
土壌汚染調査の有無		無	土壌汚染調査の内容		—				
地下埋設物調査の有無		無	地下埋設物の内容		—				
土地占用の有無		無	占用の内容		—				
交通機関		J R 京都線「摂津富田」駅へ約 1. 6km（道路距離） 阪急京都線「富田」駅へ約 1. 4km（道路距離）							
校 区	小学校		高槻市立寿栄小学校						
	中学校		高槻市立第三中学校						
特記事項		・本市は、土壌汚染及び地下埋設物調査等の土地に係る契約不適合責任を負いません。そのため、リスクについて十分に理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。 ・現状有姿での引き渡しのため、建物やフェンス、樹木、敷地内の残置物等について、本市による撤去等はいりません。契約者の費用負担と責任で撤去等を行ってください。 ・東側の境界について、敷地内工作物が一部道路に越境しています。契約者の費用負担と責任で撤去等し、越境の解消を行ってください。（P30 参照） ・西側の境界について、フェンスが隣接地に越境しています。契約者の費用負担と責任で撤去等し、越境の解消を行ってください。（P31 参照） ・敷地外ですが、南側にある売買物件の土留めにもなっている水路構造物が水路側に膨れてきているため、開発等を行う場合は高槻市下水河川事業課と協議してください。（P31 参照）							

物件番号 1

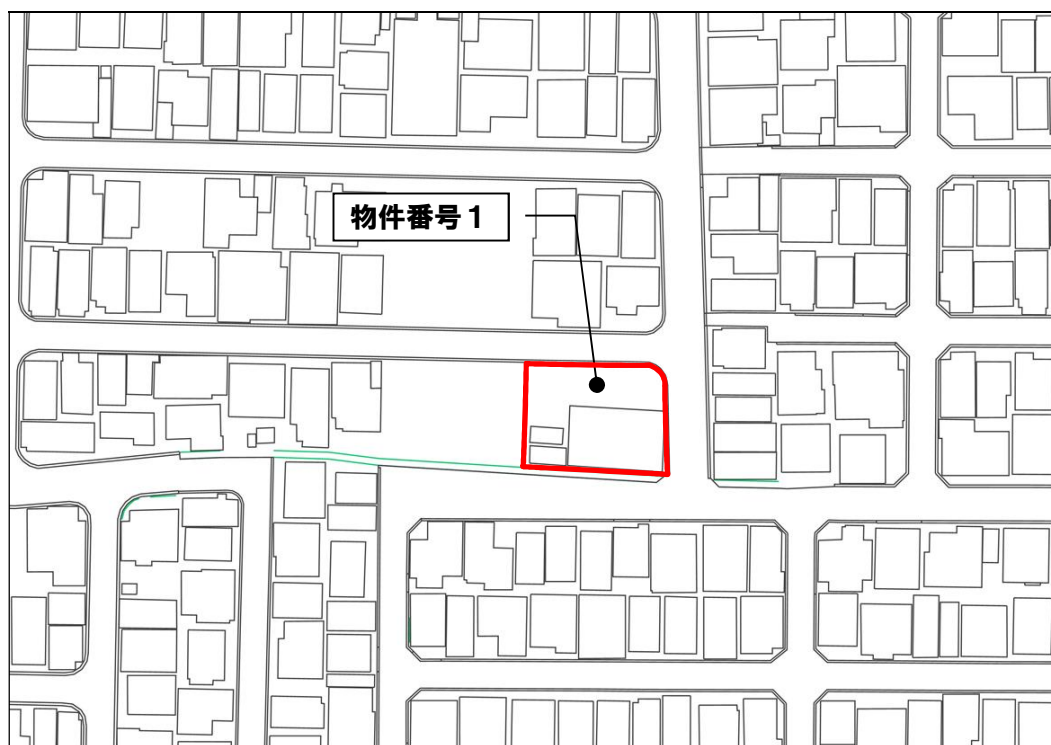
建物に関する調査		元自治会集会所						
種類	集会所	構造	軽量鉄骨造 カラーベスト葺 平家建		床面積	1 階	104.00 m ²	
						2 階	—	
付属建物の有無		無	築年月日	昭和 44 年 月 日 不詳		所有権以外の権利		無
新築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—		増改築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—
	検査済証の有無		—			検査済証の有無		—
建築基準法第 12 条の規定により実施した定期調査報告書の有無						—		
昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建物で ある場合、新耐震基準等に適合していることを証する書類					—	書類名：		
耐震診断の有無			無	耐震診断の内容		—		
石綿使用調査結果の記録の有無			有	石綿使用調査の内容		図面及び目視、分析調査にて特定		
特記事項		・ 上記の内容は、主要な項目をまとめたものです。記載外の内容はご自身で調査していただき、質問や詳細については、関係課にお問い合わせください。 ・ 売却地上に存在するすべての建物及び工作物等は、現状有姿での譲渡となります。契約者の費用負担と責任において、都市計画法、建築基準法等の関係法令を遵守し、解体を行ってください。 ・ 建物等の内部に残存している物品等については、契約者において法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 既存建物には石綿が含まれていることを確認しています。解体撤去にあたってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負いません。そのため、建物解体時に石綿使用調査と異なる内容や新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はいたしません。入札までに閲覧等により調査の上、リスクについて十分理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。						

物件番号 1

位置図

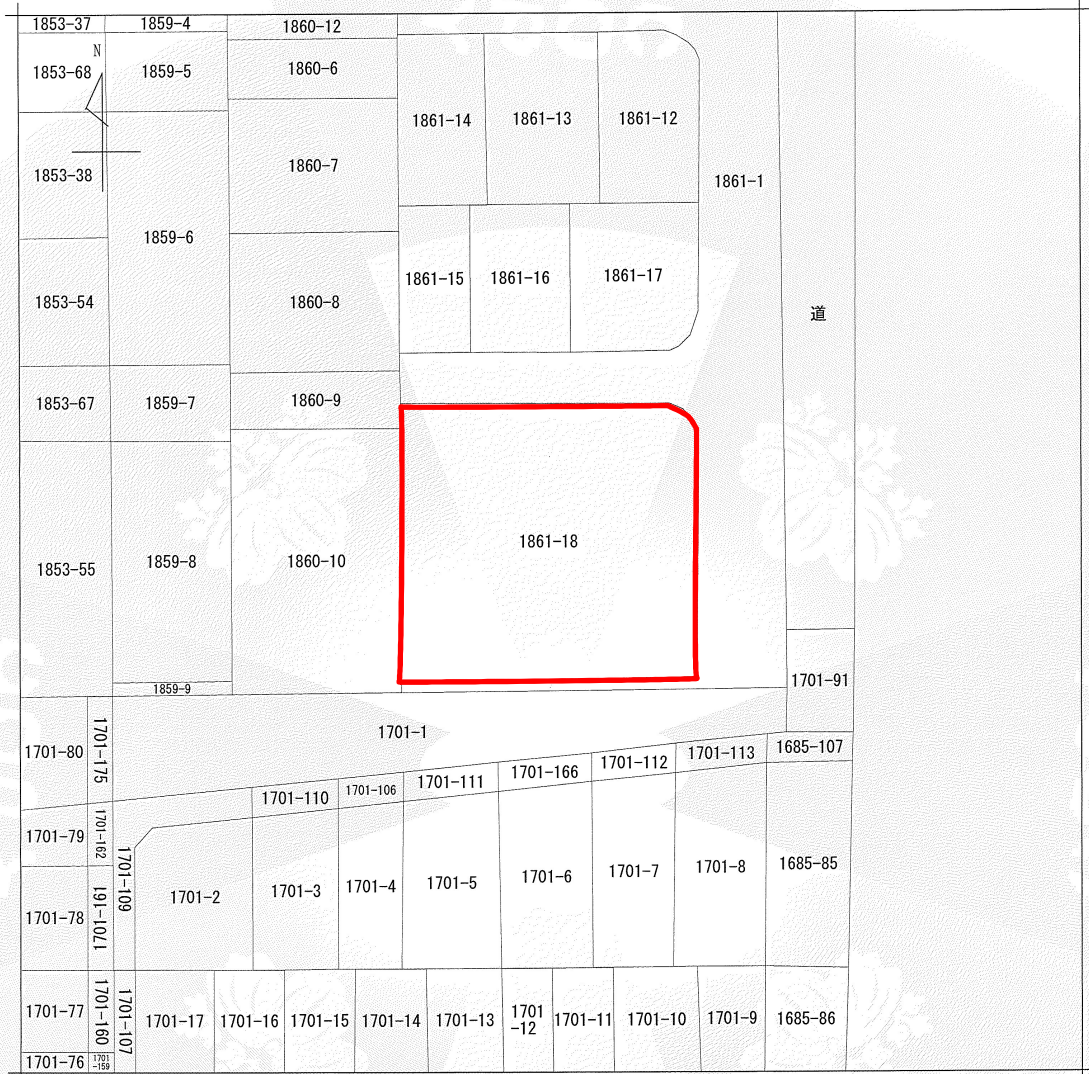


詳細図



物件番号 1

公図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
栄町2丁目

請求部	所在	高槻市栄町二丁目				地番	1861番18			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月20日
大阪法務局北大阪支局
登記官

請求番号：30-8
(1/1)

田井地かすみ



公用

土地登記簿

公用

大阪府高槻市栄町2丁目1861-18

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年2月20日	不動産番号	1210000092125
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市栄町二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1861番18	宅地	317	49	1861番1から分筆 〔昭和44年5月7日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年2月20日	
余白	余白	313	13	③錯誤 〔令和7年8月19日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年7月23日 第28377号	原因 昭和46年7月18日売買 所有者 高 槻 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年2月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年11月20日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56045 (2 / 3)

1 / 1

地積測量図

公用

登記年月日：令和7年8月19日

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。
令和7年11月20日 大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地かすみ

請求番号：30-9

地積測量図 1/2

地番	1861番18
土地の所在	高槻市栄町二丁目

求積表

地番	1861-18	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn - (Yn+1-Yn-1)
207		-12970.015	-36499.588	-16.779	2180766.881685
351		-129685.185	-36500.182	20.319	-2641168.974015
352		-129686.410	-36479.679	20.180	-2624425.617900
201		-129973.090	-36479.592	-0.557	72395.011130
202		-129972.153	-36460.236	-1.016	132951.707448
203		-129971.064	-36461.008	-1.822	236397.278608
204		-129970.543	-36462.038	-2.395	311719.459485
205		-129970.3451	-36463.403	-17.940	2331697.965300
		合計			313.1366295
		合計面積			313.13
				面積	m ²

地番	面積
1861-18	313.1366295
	m ²

参照点座標リスト

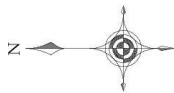
参照点	X座標	Y座標
208 (左隣地)	-129965.627	-36502.999
209 (左隣地)	-129965.886	-36486.599
186 (左隣地)	-129968.538	-36501.853
185 (左隣地)	-129965.621	-36486.650

作成者	高槻市黄金の里一丁目18番11号 土地家屋調査士 福富 昇	嘱託者	高槻市長 濱田 剛史	縮尺	1 / 250
(令和7年8月6日作成)					

境界標	境界標の種別	属
(6)	金	標

現況実測平面図

現況実測平面図 S=1/200
高槻市栄町二丁目1861番18



地番	1861-18	所有者	高槻市	地目	宅地
NO	X	Y	辺長		
207	-129970.015	-36499.998	15.17		
351	-129965.185	-36500.182	20.53		
352	-129986.410	-36479.679	13.32		
201	-129973.090	-36479.992	0.96		
202	-129972.153	-36480.236	1.33		
203	-129971.064	-36481.008	1.17		
204	-129970.543	-36482.058	1.35		
205	-129970.345	-36483.403	16.59		
合計			-626.273259		
1/2			313.136295		
地積			313.13	m ²	
坪数			94.72	坪	



図面名	現況実測平面図
業務名	栄町二丁目登記測量等業務委託
所在地	高槻市栄町二丁目1861番18
作成日	令和7年8月29日
作成者	

物件番号 1

現況写真

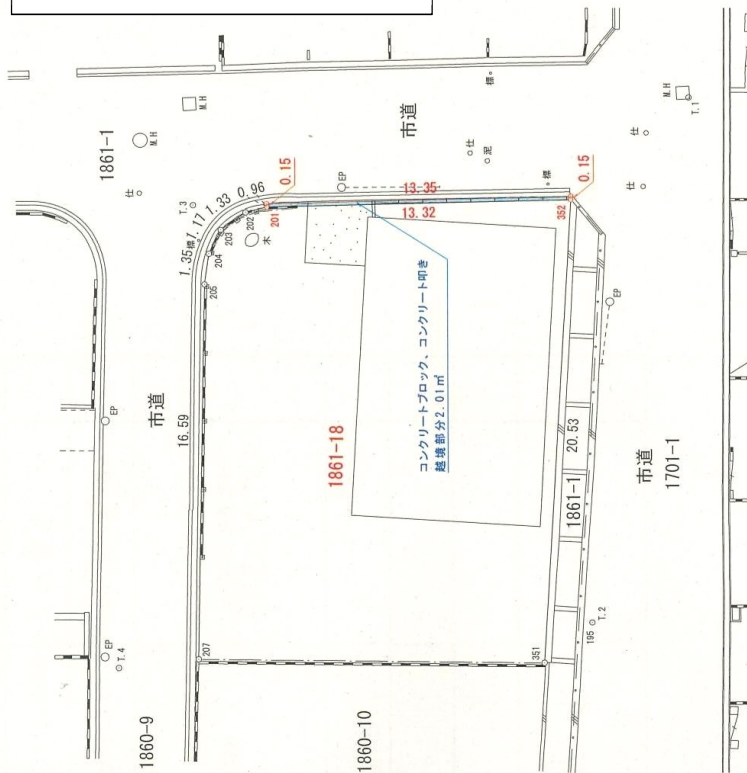
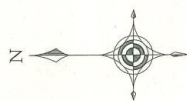




東側境界の道路越境について

申請地：高槻市栄町二丁目1861番18

平面図 S=1/200



敷地内工作物が一部道路に越境しています。契約者の費用負担と責任で撤去等し、越境の解消を行ってください。

図名	越境部分図
縮尺	1/200
作成年月日	令和7年7月30日
作成者	

西側境界のフェンス越境について



敷地南側の水路構造物について



建物図面

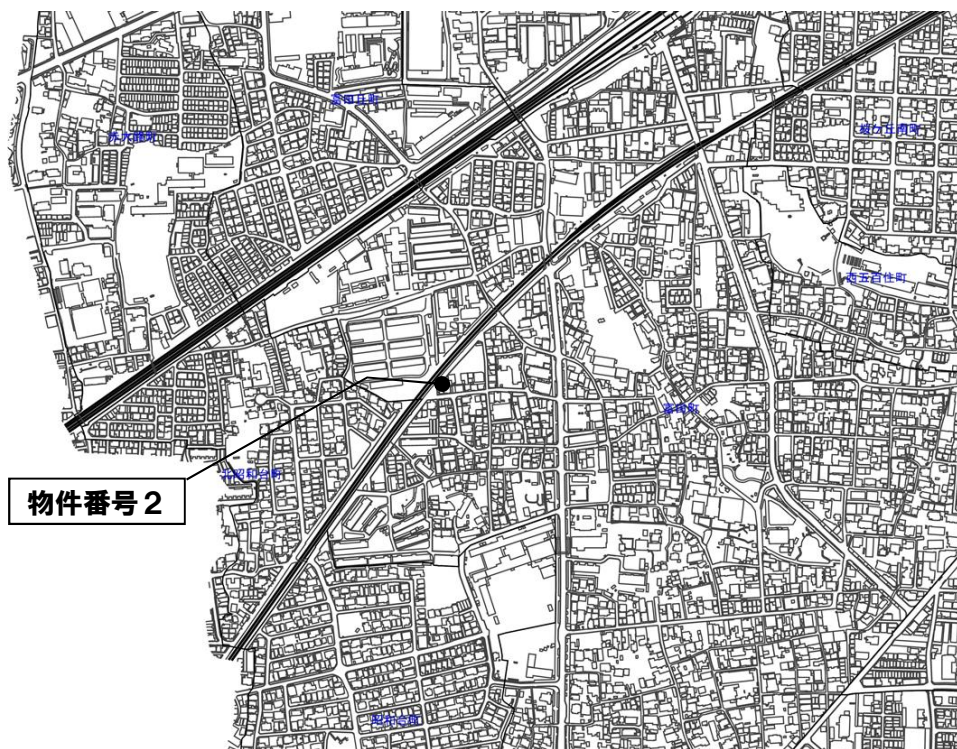
物件番号 2

物件調書

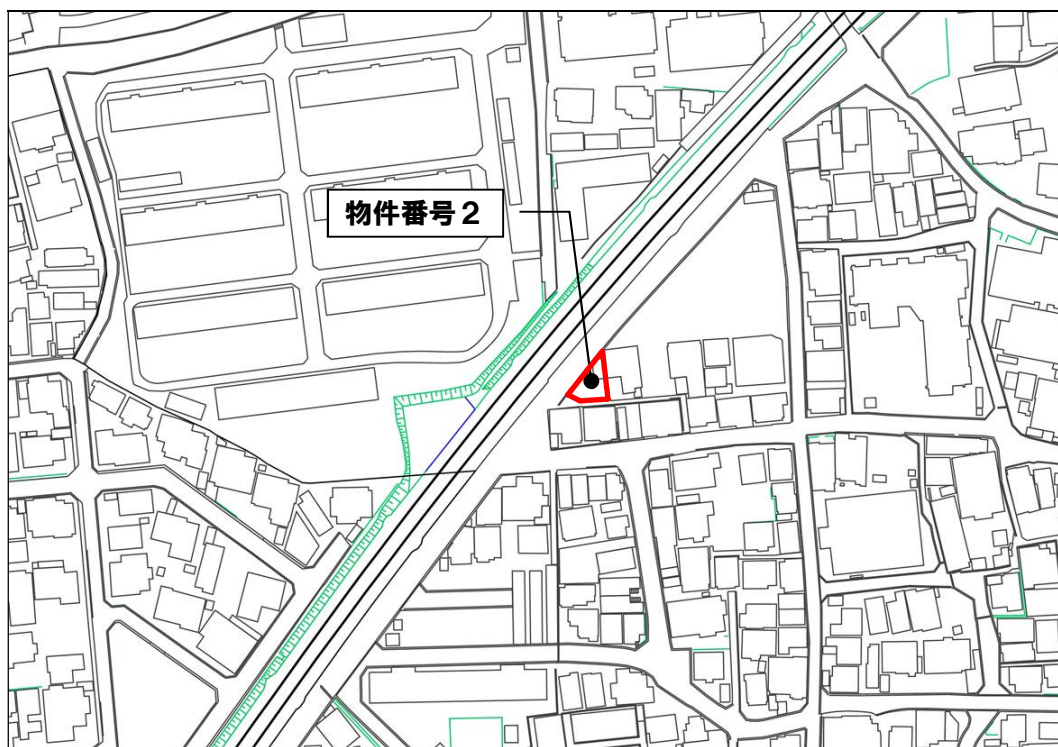
土地に関する調書		住居表示		高槻市富田町二丁目 6 番街区内						
		地番(所在)		高槻市富田町二丁目 330 番 12						
地目	登記	宅地	地積	公簿	103.94 m ²		所有権以外 の権利	無	土地の 状況	更地
	現況	宅地		実測	103.94 m ²					
接面道路 の状況			種別	幅員	接道の 長さ	建築基準法上の道路の扱い			道路境界線後退 の有無	
		北東側	公道	6.81m	17.51m	法第 42 条第 1 項第 1 号			無	
		南側	公道	1.22m	13.15m	非該当			無	
		東側	無	—	—	—			—	
私道負担の有無		無	私道負担の内容		—					
法令に 基づく 制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域			第一種中高層住居専用地域		
	建ぺい率		6 0 %		容積率			2 0 0 %		
	高度地区		第 2 種高度地区		防火指定			準防火地域		
	日影規制		10m を超える場合、有		風致地区			指定無		
	砂防地区		指定無		建築協定			指定無		
	地区計画区域外		土砂災害警戒区域外		宅地造成等工事規制区域内			埋蔵文化財包蔵地区区域外		
供給 処理 施設		利用可能な施設		配管等の状況		照会先（電話番号）				
	上水道	市営水道		引込管無		高槻市水道部給水収納課（072-674-7945）				
	下水道	公共下水		引込管無		高槻市下水河川企画課（072-674-7442）				
	ガス	ガス施設		引込管無		大阪ガスネットワーク(株)（06-6586-1076）				
	電気	電力施設		引込線無		関西電力送配電(株)（0800-777-3081）				
土壌汚染調査の有無		無	土壌汚染調査の内容		—					
地下埋設物調査の有無		無	地下埋設物の内容		—					
土地占用の有無		有	占用の内容		隣接地所有物の越境、高槻市街路灯（1754）					
交通機関		J R 京都線「摂津富田」駅へ約 700m（道路距離） 阪急京都線「富田」駅へ約 400m（道路距離）								
校 区	小学校		高槻市立富田小学校							
	中学校		高槻市立第四中学校							
特記事項		・本市は、土壌汚染及び地下埋設物調査等の土地に係る契約不適合責任を負いません。そのため、リスクについて十分に理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。 ・本物件は過去に物置や倉庫があったため、下水管など埋設物がある可能性があります。 ・現状有姿での引き渡しのため、用地管理のために周囲を囲っているフェンスや敷地内の残置物等について、本市による撤去等はいりません。契約者の費用負担と責任で撤去等を行ってください。 ・本物件南側公道及びその東側私道に、上水道等の供給処理施設が埋設されています。 ・東側の境界について、隣接者所有物が一部越境しています。境界確定時に隣接者から将来的な撤去に関する誓約書を受領していますが、物件購入後の対応については、必要に応じて隣接者と直接協議を行ってください。（P41 参照） ・敷地内の南側に高槻市街路灯（1754）があるため、取り扱いについては、物件購入後、高槻市管理課と協議してください。（P42 参照）								

物件番号 2

位 置 図



詳 細 図

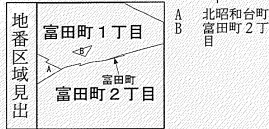


物件番号 2

公園



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	大阪府高槻市富田町二丁目				地番	330番12			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月20日
大阪法務局北大阪支局
請求番号：30-10
(1/1)

登記官

田井地かすみ



公用

土地登記簿

公用

大阪府高槻市富田町2丁目330-12

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1 2 1 0 0 1 1 2 8 4 2 1
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	大阪府高槻市富田町二丁目			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 3 0 番 1 2	公衆用道路	1 0 1		3 3 0 番 7 から分筆 〔平成 8 年 3 月 2 6 日〕	
余 白	宅地	1 0 1	8 2	②③平成 8 年 3 月 2 6 日地目変更 〔平成 8 年 4 月 1 日〕	
余 白	余 白	1 0 3	5 4	③ 3 3 0 番 1 4 を合筆 〔平成 8 年 4 月 1 6 日〕	
余 白	余 白	1 0 3	9 4	③ 錯誤 〔令和 7 年 9 月 1 7 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成 8 年 2 月 2 1 日 第 6 0 0 1 号	所有者 高 槻 市 順位 2 番の登記を転写 平成 8 年 3 月 2 6 日受付 第 1 1 4 9 7 号
2	合併による所有権登記	平成 8 年 4 月 1 6 日 第 1 4 5 5 6 号	所有者 高 槻 市

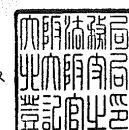


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 5 6 0 4 5 (3 / 3)

1 / 1

登記年月日：令和7年9月17日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月20日 大阪法務局北大阪支局

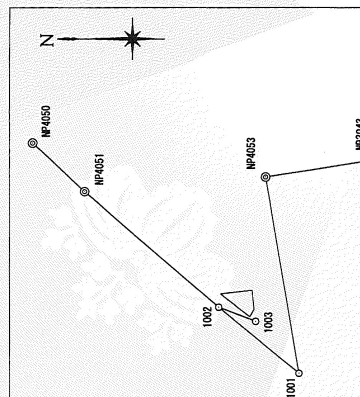
大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地かすみ



基準点網図 縮尺 1:2000



座標系：世界測地系第VI系
縮尺係數：0.999917

		座 標		リ	ス	ト	X	Y
	点 名							
引	NO	金属鉱					-129402.598	-37519.783
	166	金属鉱					-129411.768	-37527.613
	167	金属鉱					-129417.648	-37522.470
照	168	金属鉱					-129424.686	-37537.833
	169	金属鉱					-129428.216	-37531.881
	1003	金属鉱					-129428.216	-37524.414
点	170	金属鉱					-129428.212	-37518.942
	171	金属鉱					-129323.963	-37447.255
	NP050	金属鉱	高橋市 4 級基準点				-129348.093	-37470.704
基	NP051	金属鉱	高橋市 4 級基準点				-37463.425	
	NP053	金属鉱	高橋市 4 級基準点				-129433.069	-37463.425
	NP004	金属鉱	高橋市 3 級基準点				-129480.445	-37456.022
準	3043	金属鉱	トラバース				-129448.715	-37556.280
	1002	金属鉱	トラバース				-129410.943	-37525.282
	1003	金属鉱	トラバース				-129428.291	-37531.881

- | 1. | 平面直角座標系の番号 | 第Ⅵ系 | 基準点測量 |
|----|------------|-----|-------|
| 2. | 令和7年6月23日 | | 測量 |
| | 令和7年8月20日 | | 測量 |



高槻市大手町3番18-105号
土地家屋調査士 雨宮國成 作成

1977年 9月 16日(作成)

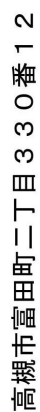
申請人

高槻市 濱田剛史

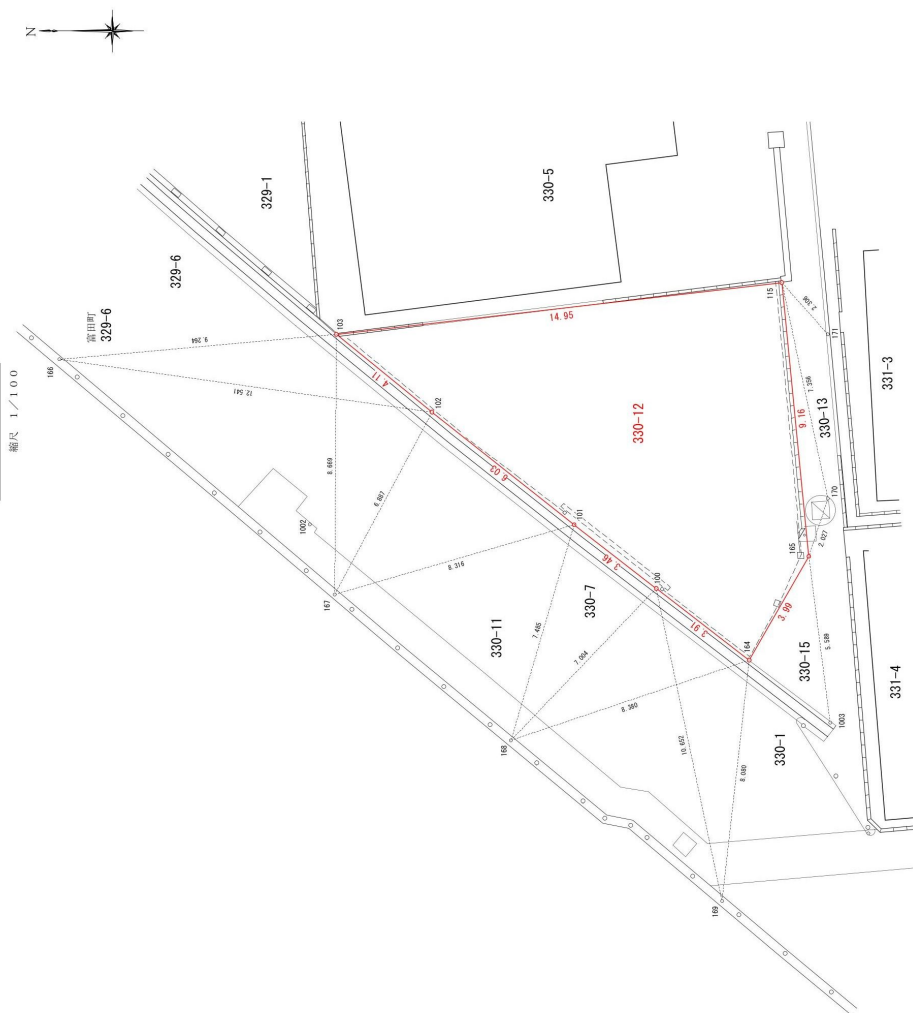
縮	1 / 250
尺	

請求番号: 30-11

現況実測平面図



平面図



地香	N	O	X	Y	辺長
330-12	103	103	-129411 824	-37518 944	
	102	102	-129415 015	-37521 540	4 11
	101	101	-129419 752	-37525 287	6 03
	100	100	-129422 491	-37527 410	3 46
	164	164	-129425 593	-37529 804	3 91
	165	165	-129427 678	-37529 328	3 99
	115	115	-129426 619	-37521 220	9 16
	103	103	-129411 824	-37518 944	14 95
地積	103	103		103 9429310	㎡

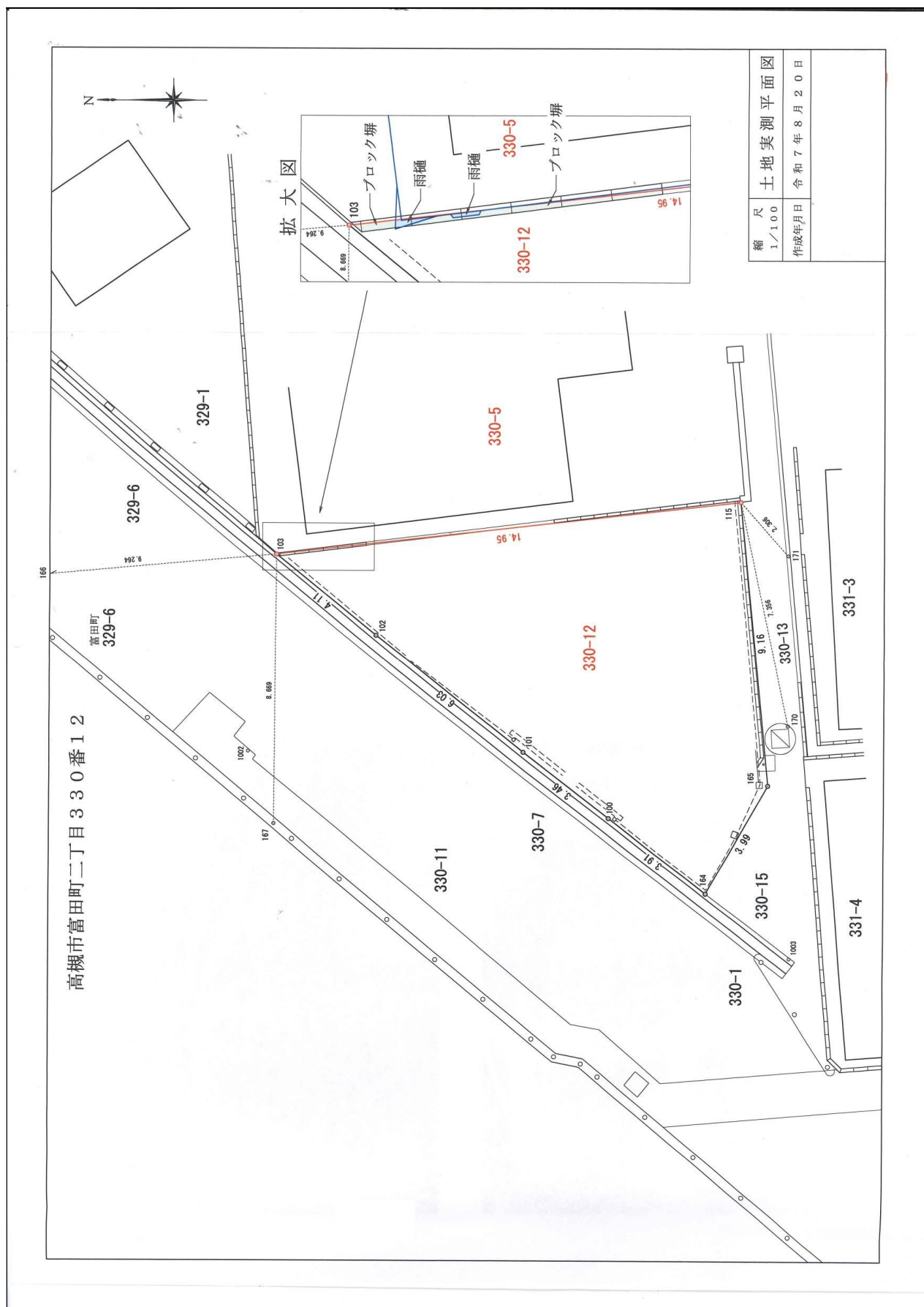
NO	品名	標準コスト		Y
		X	Y	
102	102 金鋼鋼	-129411.824	-331518.944	
103	103 金鋼鋼	-129415.015	-331521.540	
104	104 金鋼鋼	-129419.752	-331525.287	
105	105 金鋼鋼	-129424.489	-331529.034	
106	106 金鋼鋼	-129429.226	-331532.781	
107	107 金鋼鋼	-129433.963	-331536.528	
108	108 金鋼鋼	-129438.700	-331540.275	
109	109 金鋼鋼	-129443.437	-331544.022	
110	110 金鋼鋼	-129448.174	-331547.769	
111	111 金鋼鋼	-129452.911	-331551.516	
112	112 金鋼鋼	-129457.648	-331555.263	
113	113 金鋼鋼	-129462.385	-331559.010	
114	114 金鋼鋼	-129467.122	-331562.757	
115	115 金鋼鋼	-129471.859	-331566.504	
116	116 金鋼鋼	-129476.596	-331570.251	
117	117 金鋼鋼	-129481.333	-331573.998	
118	118 金鋼鋼	-129486.070	-331577.745	
119	119 金鋼鋼	-129490.807	-331581.492	
120	120 金鋼鋼	-129495.544	-331585.239	
121	121 金鋼鋼	-129500.281	-331588.986	
122	122 金鋼鋼	-129505.018	-331592.733	
123	123 金鋼鋼	-129509.755	-331596.480	
124	124 金鋼鋼	-129514.492	-331600.227	
125	125 金鋼鋼	-129519.229	-331603.974	
126	126 金鋼鋼	-129523.966	-331607.721	
127	127 金鋼鋼	-129528.703	-331611.468	
128	128 金鋼鋼	-129533.440	-331615.215	
129	129 金鋼鋼	-129538.177	-331618.962	
130	130 金鋼鋼	-129542.914	-331622.709	
131	131 金鋼鋼	-129547.651	-331626.456	
132	132 金鋼鋼	-129552.388	-331630.203	
133	133 金鋼鋼	-129557.125	-331633.950	
134	134 金鋼鋼	-129561.862	-331637.697	
135	135 金鋼鋼	-129566.599	-331641.444	
136	136 金鋼鋼	-129571.336	-331645.191	
137	137 金鋼鋼	-129576.073	-331648.938	
138	138 金鋼鋼	-129580.810	-331652.685	
139	139 金鋼鋼	-129585.547	-331656.432	
140	140 金鋼鋼	-129590.284	-331660.179	
141	141 金鋼鋼	-129595.021	-331663.926	
142	142 金鋼鋼	-129599.758	-331667.673	
143	143 金鋼鋼	-129604.495	-331671.420	
144	144 金鋼鋼	-129609.232	-331675.167	
145	145 金鋼鋼	-129613.969	-331678.914	
146	146 金鋼鋼	-129618.706	-331682.661	
147	147 金鋼鋼	-129623.443	-331686.408	
148	148 金鋼鋼	-129628.180	-331690.155	
149	149 金鋼鋼	-129632.917	-331693.902	
150	150 金鋼鋼	-129637.654	-331697.649	
151	151 金鋼鋼	-129642.391	-331701.396	
152	152 金鋼鋼	-129647.128	-331705.143	
153	153 金鋼鋼	-129651.865	-331708.890	
154	154 金鋼鋼	-129656.602	-331712.637	
155	155 金鋼鋼	-129661.339	-331716.384	
156	156 金鋼鋼	-129666.076	-331720.131	
157	157 金鋼鋼	-129670.813	-331723.878	
158	158 金鋼鋼	-129675.550	-331727.625	
159	159 金鋼鋼	-129680.287	-331731.372	
160	160 金鋼鋼	-129685.024	-331735.119	
161	161 金鋼鋼	-129689.761	-331738.866	
162	162 金鋼鋼	-129694.498	-331742.613	
163	163 金鋼鋼	-129699.235	-331746.360	
164	164 金鋼鋼	-129703.972	-331750.107	
165	165 金鋼鋼	-129708.709	-331753.854	
166	166 金鋼鋼	-129713.446	-331757.601	
167	167 金鋼鋼	-129718.183	-331761.348	
168	168 金鋼鋼	-129722.920	-331765.095	
169	169 金鋼鋼	-129727.657	-331768.842	
170	170 金鋼鋼	-129732.394	-331772.589	
171	171 金鋼鋼	-129737.131	-331776.336	
172	172 金鋼鋼	-129741.868	-331780.083	
173	173 金鋼鋼	-129746.605	-331783.830	
174	174 金鋼鋼	-129751.342	-331787.577	
175	175 金鋼鋼	-129756.079	-331791.324	
176	176 金鋼鋼	-129760.816	-331795.071	
177	177 金鋼鋼	-129765.553	-331798.818	
178	178 金鋼鋼	-129770.290	-331802.565	
179	179 金鋼鋼	-129775.027	-331806.312	
180	180 金鋼鋼	-129779.764	-331810.059	
181	181 金鋼鋼	-129784.501	-331813.806	
182	182 金鋼鋼	-129789.238	-331817.553	
183	183 金鋼鋼	-129793.975	-331821.300	
184	184 金鋼鋼	-129798.712	-331825.047	
185	185 金鋼鋼	-129803.449	-331828.794	
186	186 金鋼鋼	-129808.186	-331832.541	
187	187 金鋼鋼	-129812.923	-331836.288	
188	188 金鋼鋼	-129817.660	-331840.035	
189	189 金鋼鋼	-129822.397	-331843.782	
190	190 金鋼鋼	-129827.134	-331847.529	
191	191 金鋼鋼	-129831.871	-331851.276	
192	192 金鋼鋼	-129836.608	-331855.023	
193	193 金鋼鋼	-129841.345	-331858.770	
194	194 金鋼鋼	-129846.082	-331862.517	
195	195 金鋼鋼	-129850.819	-331866.264	
196	196 金鋼鋼	-129855.556	-331870.011	
197	197 金鋼鋼	-129860.293	-331873.758	
198	198 金鋼鋼	-129865.030	-331877.505	
199	199 金鋼鋼	-129869.767	-331881.252	
200	200 金鋼鋼	-129874.504	-331885.000	
201	201 金鋼鋼	-129879.241	-331888.747	
202	202 金鋼鋼	-129883.978	-331892.494	
203	203 金鋼鋼	-129888.715	-331896.241	
204	204 金鋼鋼	-129893.452	-331899.988	
205	205 金鋼鋼	-129898.189	-331903.735	
206	206 金鋼鋼	-129902.926	-331907.482	
207	207 金鋼鋼	-129907.663	-331911.229	
208	208 金鋼鋼	-129912.400	-331914.976	
209	209 金鋼鋼	-129917.137	-331918.723	
210	210 金鋼鋼	-129921.874	-331922.470	
211	211 金鋼鋼	-129926.611	-331926.217	
212	212 金鋼鋼	-129931.348	-331929.964	
213	213 金鋼鋼	-129936.085	-331933.711	
214	214 金鋼鋼	-129940.822	-331937.458	
215	215 金鋼鋼	-129945.559	-331941.205	
216	216 金鋼鋼	-129950.296	-331944.952	
217	217 金鋼鋼	-129955.033	-331948.699	
218	218 金鋼鋼	-129959.770	-331952.446	
219	219 金鋼鋼	-129964.507	-331956.193	
220	220 金鋼鋼	-129969.244	-331959.940	
221	221 金鋼鋼	-129973.981	-331963.687	
222	222 金鋼鋼	-129978.718	-331967.434	
223	223 金鋼鋼	-129983.455	-331971.181	
224	224 金鋼鋼	-129988.192	-331974.928	
225	225 金鋼鋼	-129992.929	-331978.675	
226	226 金鋼鋼	-129997.666	-331982.422	
227	227 金鋼鋼	-130002.403	-331986.169	
228	228 金鋼鋼	-130007.140	-331989.916	
229	229 金鋼鋼	-130011.877	-331993.663	
230	230 金鋼鋼	-130016.614	-331997.410	
231	231 金鋼鋼	-130021.351	-332001.157	
232	232 金鋼鋼	-130026.088	-332004.904	
233	233 金鋼鋼	-130030.825	-332008.651	
234	234 金鋼鋼	-130035.562	-332012.398	
235	235 金鋼鋼	-130040.299	-332016.145	
236	236 金鋼鋼	-130045.036	-332019.892	
237	237 金鋼鋼	-130049.773	-332023.639	
238	238 金鋼鋼	-130054.510	-332027.386	
239	239 金鋼鋼	-130059.247	-332031.133	
240	240 金鋼鋼	-130063.984	-332034.880	
241	241 金鋼鋼	-130068.721	-332038.627	
242	242 金鋼鋼	-130073.458	-332042.374	
243	243 金鋼鋼	-130078.195	-332046.121	
244	244 金鋼鋼	-130082.932	-332049.868	
245	245 金鋼鋼	-130087.669	-332053.615	
246	246 金鋼鋼	-130092.406	-332057.362	
247	247 金鋼鋼	-130097.143	-332061.109	
248	248 金鋼鋼	-130101.880	-332064.856	
249	249 金鋼鋼	-130106.617	-332068.603	
250	250 金鋼鋼	-130111.354	-332072.350	
251	251 金鋼鋼	-130116.091	-332076.097	
252	252 金鋼鋼	-130120.828	-332079.844	
253	253 金鋼鋼	-130125.565	-332083.591	
254	254 金鋼鋼	-130130.302	-332087.338	
255	255 金鋼鋼	-130135.039	-332091.085	
256	256 金鋼鋼	-130139.776	-332094.832	
257	257 金鋼鋼	-130144.513	-332098.579	
258	258 金鋼鋼	-130149.250	-332102.326	
259	259 金鋼鋼	-130153.987	-332106.073	
260	260 金鋼鋼	-130158.724	-332109.820	
261	261 金鋼鋼	-130163.461	-332113.567	
262	262 金鋼鋼	-130168.198	-332117.314	
263	263 金鋼鋼	-130172.935	-332121.061	
264	264 金鋼鋼	-130177.672	-332124.808	
265	265 金鋼鋼	-130182.409	-332128.555	
266	266 金鋼鋼	-130187.146	-332132.302	
267	267 金鋼鋼	-130191.883	-332136.049	
268	268 金鋼鋼	-130196.620	-332139.796	
269	269 金鋼鋼	-130201.357	-332143.543	
270	270 金鋼鋼	-130206.094	-332147.290	
271	271 金鋼鋼	-130210.831	-332151.037	
272	272 金鋼鋼	-130215.568	-332154.784	
273	273 金鋼鋼	-130220.305	-332158.531	
274	274 金鋼鋼	-130225.042	-332162.278	
275	275 金鋼鋼	-130229.779	-332166.025	
276	276 金鋼鋼	-130234.516	-332169.772	
277	277 金鋼鋼	-130239.253	-332173.519	
278	278 金鋼鋼	-130243.990	-332177.266	
279	279 金鋼鋼	-130248.727	-332181.013	
280	280 金鋼鋼	-130253.464	-332184.760	
281	281 金鋼鋼	-130258.201	-332188.507	
282	282 金鋼鋼	-130262.938	-332192.254	
283	283 金鋼鋼	-130267.675	-332196.001	
284	284 金鋼鋼	-130272.412	-332199.748	
285	285 金鋼鋼	-130277.149	-332203.495	
286	286 金鋼鋼	-130281.886	-332207.242	
287	287 金鋼鋼	-130286.623	-332210.989	
288	288 金鋼鋼	-130291.360	-332214.736	
289	289 金鋼鋼	-130296.097	-332218.483	
290	290 金鋼鋼	-130300.834	-332222.230	
291	291 金鋼鋼	-130305.571	-332225.977	
292	292 金鋼鋼	-130310.308	-332229.724	
293	293 金鋼鋼	-130315.045	-332233.471	
294	294 金鋼鋼	-130319.782	-332237.218	
295	295 金鋼鋼	-130324.519	-332240.965	
296	296 金鋼鋼	-130329.256	-332244.712	
297	297 金鋼鋼	-130333.993	-332248.459	
298	298 金鋼鋼	-130338.730	-332252.206	
299	299 金鋼鋼	-130343.467	-332255.953	
300	300 金鋼鋼	-130348.204	-332259.700	
301	301 金鋼鋼	-130352.941	-332263.447	
302	302 金鋼鋼	-130357.678	-332267.194	
303	303 金鋼鋼	-130362.415	-332270.941	
304	304 金鋼鋼	-130367.152	-332274.688	
305	305 金鋼鋼	-130371.889	-332278.435	
306	306 金鋼鋼	-130376.626	-332282.182	
307	307 金鋼鋼	-130381.363	-332285.929	
308	308 金鋼鋼	-130386.100	-332289.676	
309	309 金鋼鋼	-130390.837	-332293.423	
310	310 金鋼鋼	-130395.574	-332297.170	
311	311 金鋼鋼	-130400.311	-332300.917	
312	312 金鋼鋼	-130405.048	-332304.664	
313	313 金鋼鋼	-130409.785	-332308.411	
314	314 金鋼鋼	-130414.522	-332312.158	
315	315 金鋼鋼	-130419.259	-332315.905	
316	316 金鋼鋼	-130423.996	-332319.652	
317	317 金鋼鋼	-130428.733	-332323.399	
318	318 金鋼鋼	-130433.470	-332327.146	
319	319 金鋼鋼	-130438.207	-332330.893	
320	320 金鋼鋼	-130442.944	-332334.640	
321	321 金鋼鋼	-130447.681	-332338.387	
322	322 金鋼鋼	-130452.418	-332342.134	
323	323 金鋼鋼	-130457.155	-332345.881	
324	324 金鋼鋼	-130461.892	-332349.628	
325	325 金鋼鋼	-130466.629	-332353.375	
326	326 金鋼鋼	-130471.366	-332357.122	
327	327 金鋼鋼	-130476.103	-332360.869	
328	328 金鋼鋼	-130480.840	-332364.616	
329	329 金鋼鋼	-130485.577	-332368.363	
330	3			

縮尺 1/100	現況実測平面図
作成年月日	令和7年9月17日

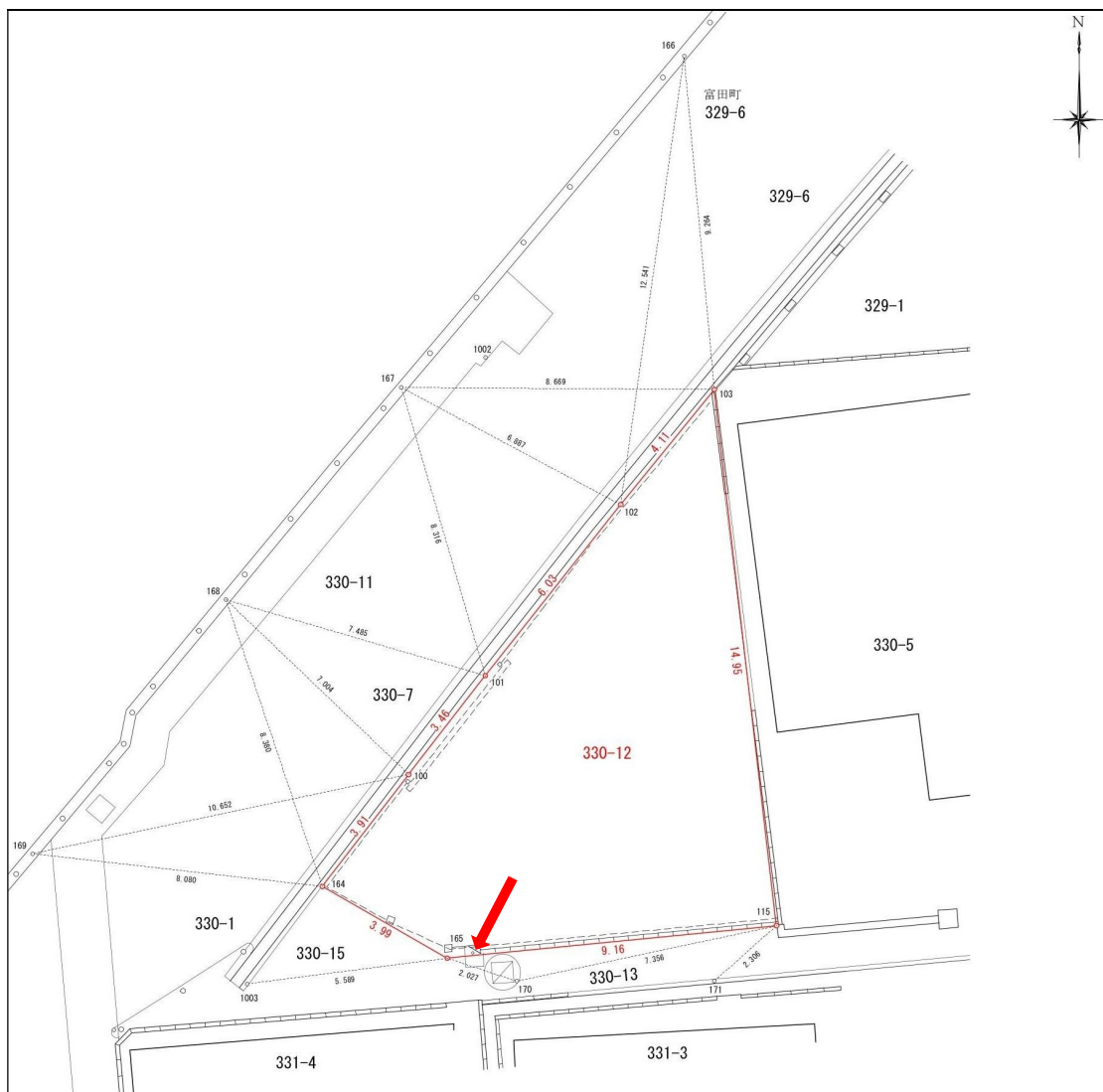




東側境界の隣接者所有物の越境について



敷地内南側にある高槻市街路灯（1754）について



高槻市街路灯（1754）の取り扱いについては、物件購入後、高槻市管理課と協議してください。

1 8 土地売買契約書（標準様式）

物件番号 1（栄町二丁目 1 8 6 1 番 1 8）

- （1） 土地売買契約書（売買代金の納付を同時とする契約）【標準様式】・・・44～47 ページ
- （2） 土地売買契約書（売買代金の納付を後日とする契約）【標準様式】・・・48～51 ページ

物件番号 2（富田町二丁目 3 3 0 番 1 2）

- （3） 土地売買契約書（売買代金の納付を同時とする契約）【標準様式】・・・52～55 ページ
- （4） 土地売買契約書（売買代金の納付を後日とする契約）【標準様式】・・・56～59 ページ

※契約書の様式は、個人・法人又は不動産業者等で一部異なります。

土地売買契約書

売渡人 高槻市（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第 2 条 乙が甲に対して支払う売買代金は、 金 円也とする。

(売買代金の支払)

第 3 条 乙は、この売買契約の締結と同時に、前条に定める売買代金を、甲が指定する方法において納付しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第 4 条 売買物件の所有権は、乙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲から乙に移転する。

2 乙は、この契約締結と同時に、甲に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託する。

3 甲は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を乙に交付する。

4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切乙の負担とする。

(引渡し及び受領書の提出)

第 5 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲に売買物件受領書を提出する。

3 売買物件に設置されているフェンス等については、乙が撤去させるものとし、その撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 6 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した以後における売買物件の公租公課は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 8 条 乙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(建物等の解体撤去)

第 9 条 乙は、第 5 条に定める引き渡しを受けた日から起算して 1 年以内に、売買物件に存する建物及び工作物、樹木、残置物（以下「建物等」という。）について、解体撤去をしなければならない。

2 解体撤去に要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、建物等の解体撤去が完了するまでは、解体工事にかかる実地調査とともに乙から必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

4 乙は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに甲に完了を報告し、甲及び乙は現地立会の上でその確認を行う。

5 乙は、売買物件にかかる令和 7 年度第 3 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領に記載された各条件を遵守しなければならない。

6 乙は、この解体撤去に関し、この契約に定めのない事項については、甲の指示に従わなければならない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 10 条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 11 条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 12 条 甲は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 13 条 次に掲げる場合には、甲又は乙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 甲が、第 4 条第 2 項の義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第 3 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項、前条第 2 項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第 14 条 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 乙が、義務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 乙が、義務の一部の履行が不能である場合又は乙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- (4) 乙が、暴力団等であることが判明したとき。
- (5) 乙が、第10条または第11条の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

- 第15条 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除したときは、甲が指定する期日までに、乙の責任と負担において、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲は、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

- 第16条 甲は、第13条または第14条の規定により本契約を解除したときは、乙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、乙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

- 第17条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、第2条に定める売買代金の20%を、違約金として甲に支払わなければならない。
- (1) 乙が、第9条または第10条並びに第11条に定める義務に違反した場合。
 - (2) 乙に偽りその他不正の行為があった場合。
- 2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

- 第18条 甲は、第16条の規定により代金を返還する場合において、乙に対する前条に規定する違約金と乙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

- 第19条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第17条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

- 第20条 この契約の締結に要する印紙税は、乙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

- 第21条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

- 第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

令和 年 月 日

(乙) 印

印

所 在 地	地目	実測面積 (㎡)
高槻市栄町二丁目 1861 番 18	宅地	313.13

土地売買契約書

売渡人 高槻市（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第 2 条 乙が甲に対して支払う売買代金は、金 円也とする。

(契約保証金)

第 3 条 乙は、この契約締結と同時に、甲に対して契約保証金として金 円を納付しなければならない。ただし、契約保証金には、乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

3 乙が第 4 条に定める義務を履行せず、この契約が解除となった場合、第 1 項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が売買代金を納付後、第 1 項の契約保証金を返還するものとする。

(売買代金の支払)

第 4 条 乙は、この契約を締結後 30 日以内に、第 2 条に定める売買代金の全額を、甲が指定する方法において納付しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲から乙に移転する。

2 乙は、前条第 1 項に定める金額を支払う際に、甲に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託する。

3 甲は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を乙に交付する。

4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切乙の負担とする。

(引渡し及び受領書の提出)

第 6 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲に売買物件受領書を提出する。

3 売買物件に設置されているフェンス等については、乙が撤去させるものとし、その撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 7 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 8 条 第 5 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した以後における売買物件の公租公課は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 9 条 乙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(建物等の解体撤去)

第 10 条 乙は、第 5 条に定める引き渡しを受けた日から起算して 1 年以内に、売買物件に存する建物及び工作物、樹木、残置物（以下「建物等」という。）について、解体撤去をしなければならない。

2 解体撤去に要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、建物等の解体撤去が完了するまでは、解体工事にかかる実地調査とともに乙から必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

4 乙は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに甲に完了を報告し、甲及び乙は現地立会の上でその確認を行う。

5 乙は、売買物件にかかる令和 7 年度第 3 回高槻市有財産（土地）売却条件付一般競争入札実施要領に記載された各条件を遵守しなければならない。

6 乙は、この解体撤去に関し、この契約に定めのない事項については、甲の指示に従わなければならない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 11 条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 12 条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 13 条 甲は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 14 条 次に掲げる場合には、甲又は乙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除

をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 甲が、第5条第2項の義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第4条、第6条第2項及び第3項、前条第2項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第15条 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 乙が、義務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙が、義務の一部の履行が不能である場合又は乙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

(4) 乙が、暴力団等であることが判明したとき。

(5) 乙が、第10条または第11条の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除したときは、甲が指定する期日までに、乙の責任と負担において、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲は、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第17条 甲は、第14条または第15条の規定により本契約を解除したときは、乙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、乙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

第18条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、第2条に定める売買代金の20%を、違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙が、第10条または第11条並びに第12条に定める義務に違反した場合。

(2) 乙に偽りその他不正の行為があった場合。

2 前項の違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第17条の規定により代金を返還する場合において、乙に対する前条に規定する違約金と乙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

第20条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第18条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

第 21 条 この契約の締結に要する印紙税は、乙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

第 22 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 高槻市桃園町 2 番 1 号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史 印

(乙) 印

印

物件の表示

所在地	地目	実測面積 (㎡)
高槻市栄町二丁目 1861 番 18	宅地	313.13

土地売買契約書

売渡人 高槻市（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第 2 条 乙が甲に対して支払う売買代金は、 金 円也とする。

(売買代金の支払)

第 3 条 乙は、この売買契約の締結と同時に、前条に定める売買代金を、甲が指定する方法において納付しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第 4 条 売買物件の所有権は、乙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲から乙に移転する。

2 乙は、この契約締結と同時に、甲に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託する。

3 甲は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を乙に交付する。

4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切乙の負担とする。

(引渡し及び受領書の提出)

第 5 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲に売買物件受領書を提出する。

3 売買物件に設置されているフェンス等については、乙が撤去させるものとし、その撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 6 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した以後における売買物件の公租公課は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 8 条 乙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 9 条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 10 条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 11 条 甲は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。
2 乙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 12 条 次に掲げる場合には、甲又は乙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 甲が、第 4 条第 2 項の義務を履行しないとき。
(2) 乙が、第 3 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項、前条第 2 項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第 13 条 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
(1) 乙が、義務の全部の履行が不能であるとき。
(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 乙が、義務の一部の履行が不能である場合又は乙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
(4) 乙が、暴力団等であることが判明したとき。
(5) 乙が、第 9 条または第 10 条の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第 14 条 乙は、甲が前 2 条の規定により本契約を解除したときは、甲が指定する期日までに、乙の責任と負担において、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲は、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。
3 乙は、第 1 項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第 15 条 甲は、第 12 条または第 13 条の規定により本契約を解除したときは、乙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、乙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

第 16 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、第 2 条に定める売買代金の 20% を、違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が、第 9 条または第 10 条に定める義務に違反した場合。
- (2) 乙に偽りその他不正の行為があった場合。

2 前項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定により代金を返還する場合において、乙に対する前条に規定する違約金と乙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

第 18 条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第 16 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

第 19 条 この契約の締結に要する印紙税は、乙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

第 20 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

令和 年 月 日

(乙) 印

印

所 在 地	地目	実測面積 (㎡)
高槻市富田町二丁目 330 番 12	宅地	103.94

土地売買契約書

売渡人 高槻市（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第 2 条 乙が甲に対して支払う売買代金は、金 円也とする。

(契約保証金)

第 3 条 乙は、この契約締結と同時に、甲に対して契約保証金として金 円を納付しなければならない。ただし、契約保証金には、乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

3 乙が第 4 条に定める義務を履行せず、この契約が解除となった場合、第 1 項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が売買代金を納付後、第 1 項の契約保証金を返還するものとする。

(売買代金の支払)

第 4 条 乙は、この契約を締結後 30 日以内に、第 2 条に定める売買代金の全額を、甲が指定する方法において納付しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲から乙に移転する。

2 乙は、前条第 1 項に定める金額を支払う際に、甲に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託する。

3 甲は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を乙に交付する。

4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切乙の負担とする。

(引渡し及び受領書の提出)

第 6 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲に売買物件受領書を提出する。

3 売買物件に設置されているフェンス等については、乙が撤去させるものとし、その撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 7 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 8 条 第 5 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した以後における売買物件の公租公課は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 9 条 乙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 10 条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 11 条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 12 条 甲は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 13 条 次に掲げる場合には、甲又は乙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 甲が、第 5 条第 2 項の義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第 4 条、第 6 条第 2 項及び第 3 項、前条第 2 項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第 14 条 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 乙が、義務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙が、義務の一部の履行が不能である場合又は乙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

(4) 乙が、暴力団等であることが判明したとき。

(5) 乙が、第 10 条または第 11 条の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が前 2 条の規定により本契約を解除したときは、甲が指定する期日までに、乙の責任と負担において、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲は、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

3 乙は、第 1 項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第 16 条 甲は、第 13 条または第 14 条の規定により本契約を解除したときは、乙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、乙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

第 17 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、第 2 条に定める売買代金の 20% を、違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙が、第 10 条または第 11 条に定める義務に違反した場合。

(2) 乙に偽りその他不正の行為があった場合。

2 前項の違約金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

第 18 条 甲は、第 16 条の規定により代金を返還する場合において、乙に対する前条に規定する違約金と乙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

第 19 条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第 17 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

第 20 条 この契約の締結に要する印紙税は、乙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

第 21 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

令和 年 月 日

(乙) 印

印

所 在 地	地目	実測面積（㎡）
高槻市富田町二丁目 330 番 12	宅地	103.94